

伝染性紅斑の流行について（警報）

令和7年6月5日（木）15時00分

北海道岩見沢保健所

電話：0126-20-0175

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和7年第22週（令和7年5月26日～6月1日）において、岩見沢保健所管内の定点あたりの伝染性紅斑患者報告数が、警報基準である2人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、岩見沢保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

※岩見沢保健所管内・・・夕張市、岩見沢市、美瑛市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町

記

1 伝染性紅斑とは

伝染性紅斑は、頬に出現する蝶翼状の紅斑を特徴とし、小児を中心としてみられる流行性発疹性疾患です。両頬がリンゴのように赤くなることから、「リンゴ（ほっぺ）病」と呼ばれることもあります。

10～20日の潜伏期間の後、頬に境界鮮明な紅い発疹（蝶翼状-リンゴの頬）が現れ、続いて手・足に網目状・レース状・環状などの発疹がみられます。これらの発疹は1週間前後で消失しますが、なかには長引いたり、一度消えた発疹が短期間のうちに再び出現することがあります。頬に発疹が出現する7～10日くらい前に、微熱や感冒様症状が多くみられ、発疹が現れたときには感染力はほぼ消失しています。ほとんどの発病者は、合併症をおこすことなく回復します。

2 伝染性紅斑の感染予防

流水とせっけんによる手洗いをしっかり行いましょう。咳やくしゃみをするときは、口や鼻をおおう、咳があるときはマスクをしましょう。

3 その他

（1）最近5週間における定点医療機関からの患者報告数（表示は、「報告数(患者/定点)」単位：人）

	第18週 (4/28～5/4)	第19週 (5/5～5/11)	第20週 (5/12～5/18)	第21週 (5/19～5/25)	第22週※ (5/26～6/1)
岩見沢保健所	1 (0.50)	3 (1.50)	3 (1.50)	3 (1.50)	7 (3.50)
全 道	307 (3.10)	293 (2.87)	407 (4.61)	419 (4.11)	- (-)
全 国	2,727 (1.16)	2,682 (1.14)	4,834 (2.05)	- (-)	- (-)

※第22週の患者報告数は速報値

第21週までは、北海道感染症情報センター公表のデータによる

(URL：<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

（2）伝染性紅斑警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した各保健所管内の定点医療機関を受診した伝染性紅斑患者数が、国立感染症研究所において設定した警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

<伝染性紅斑の警報レベル>

警報	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数（人）	2	1